

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税の賦課又は調査に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、固定資産税の賦課又は調査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

板倉町長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税の賦課又は調査に関する事務
②事務の概要	<p>地方税その他地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、下記の事務に関すること</p> <p>①固定資産税の賦課決定及び更正 ②固定資産課税台帳の管理 ③固定資産税の減免に関する事務 ④各種証明書の発行及び閲覧 ⑤納税義務者の情報管理</p>
③システムの名称	1.固定資産税システム 2.宛名システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー 5.地方税ポータルシステム(eLTAX)
2. 特定個人情報ファイル名	
1.固定資産税賦課情報ファイル 2.償却資産賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表 ・別表における情報提供の根拠:なし ・別表における情報照会の根拠:24の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 税務課 資産税係</p>
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等
-------	---

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>「板倉町情報セキュリティポリシー」に従い、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失、毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <p>また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</p> <p>USBメモリは、事前に許可された媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。</p> <p>また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。</p> <p>不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、確認を行った上で廃棄する。</p> <p>特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存している。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税その他地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、下記の事務に関すること ①固定資産税の賦課決定及び更正 ②固定資産課税台帳の管理 ③証明書の発行及び閲覧 ④納税義務者の情報調査 ⑤特別土地保有税の賦課決定及び更正 ⑥国有資産等所在市町村交付金に関すること	地方税その他地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、下記の事務に関すること ①固定資産税の賦課決定及び更正 ②固定資産課税台帳の管理 ③各種証明書の発行及び閲覧 ④納税義務者の情報調査	事後	
令和1年6月21日	I－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	1.固定資産税システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー	1.固定資産税システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー 4.eLTAXシステム	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	戸籍税務課	税務課	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	戸籍税務課長 丸山 英幸	税務課長	事後	
令和1年6月21日	I－7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 戸籍税務課 資産税係	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 税務課 資産税係	事後	
令和1年6月21日	I－8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 戸籍税務課 資産税係	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 税務課 資産税係	事後	
令和1年6月21日	II－1 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II－1 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和7年10月24日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	1.固定資産税システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー 4.eLTAXシステム	1.固定資産税システム 2.宛名システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー 5.地方税ポータルシステム(eLTAX)	事後	
令和7年10月24日	I-2 特定個人情報ファイル名	賦課情報ファイル	1.固定資産税賦課情報ファイル 2.償却資産賦課情報ファイル	事後	
令和7年10月24日	IV-8 人手を介在させる作業	—	項目追加	事後	
令和7年10月24日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	
令和7年10月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 税務課 資産税係	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係	事後	
令和7年10月24日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年10月24日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	